

# ぞん ご存じですか？

## しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ  
「障害を理由とした差別」を

なくすための法律です。

すべ ひと たが ひと そんちょう あ  
全ての人がお互いにその人らしさを尊重し合いなが

とも い しゃかい つく もくてき くに  
ら共に生きる社会を作ることを目的としています。国

し くちょうそん かいしゃ みせ しょうがい りゆう ふとう  
や市区町村、会社やお店などが、障害を理由に不当な

さべつてきとりあつか  
差別的取扱いをしないこと、社会の中にあるバリアを

と のぞ ころりてきはいりょ おこな さだ  
取り除くために合理的配慮を行うことを定めて い

ます。

ほうりつ たいしょう  
この法律で対象となる

しょうがい ひと  
「障害のある人」とは？

てちょう も ひと しんたいしょうがい ちてきしょうがい  
手帳を持っている人だけでなく、身体障害、知的障害

せいしんしょうがい はつたつしょうがい ひと ふく た  
精神障害のある人(発達障害のある人も含む)その他の

ところ からだ しょうがい ひと しょうがい しゃかい  
心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の

なか にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう  
中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当

せいげん うけ ひと たいしょう しょうがい  
な制限を受けている人すべてが対象です。障害のある

じどう ふく  
児童も含まれます。



### しょうがい りゆう さべつ かん そうだんまどぐち 障害を理由とする差別に関する相談窓口

しょうがい りゆう さべつ かん こま きがる そうだん  
障害を理由とする差別に関して、お困りのことがございましたら、気軽にご相談ください。

・一宮市役所 福祉総務課 福祉総合相談室 【平日 8:30～17:15】

TEL 0586-28-9145 FAX 0586-73-9270

・一宮市障害者基幹相談支援センター 【平日 9:00～17:00】

TEL 0586-26-2234 FAX 0586-26-2231

(差別相談専用ダイヤル)

ふとう さべつてきとりあつかい  
不当な差別的取扱いとは？

せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ せいげん じょうけん つ  
◎正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり制限したり条件を付けたり  
こうい い  
する行為を言います。

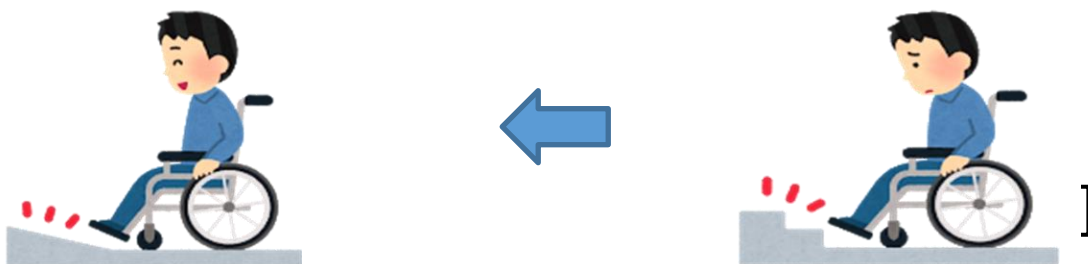


こうりてきはいりよ ていきょう  
合理的配慮(の提供)とは？

しょうがい かた なん はいりよ もと ばあい ふたん はんい しゃかい なか  
◎障害のある方から何らかの配慮を求められた場合に負担になりすぎない範囲で社会の中に  
あるバリアを取り除くため必要で合理的な配慮を行うことを言います。負担が大きく配慮で  
きない場合は当事者に丁寧に説明し、理解を得るよう伝えなければいけません。

よ あ てんじ ちゅうもん こま  
例えば…メニューの読み上げや点字メニューのおかげで注文に困ることがありませんでした。

でい ぐち はい  
出入口にスロープがあったのでスムーズに入ることができました。



くわ せつめい いちのみやししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい  
※詳しい説明は一宮市障害者自立支援協議会のホームページをご覧ください。

<http://138-jiritsu.com/2022/05/18/syougaisyasabetukaisyou-2/>